

## 平成24年度漁場環境・生物多様性保全総合対策委託事業のうち漁場環境・生物多様性 評価手法等開発事業（漁場環境生物多様性指標等開発事業）仕様書

### 1 目的

漁業は生態系の一部を漁獲し利用する産業であり、漁業生産を持続的に維持するためには、漁場環境及び生物多様性が健全に維持されることが不可欠である。

また、平成22年3月には生物多様性国家戦略2010が閣議決定され、平成19年7月に策定された農林水産省生物多様性戦略とともに、農林水産業における生物多様性の保全に関する施策を着実に実施することとされている。

本事業では、生物多様性に配慮した水産施策を実施するため、多様性の低下が問題となっている沿岸生態系に着目した生物多様性の指標と定量化手法等の開発を行い、漁場環境・生物多様性に与える影響を把握し、評価するための手法の開発を行うことを目的とする。

### 2 業務の履行期間

契約締結の日から平成25年3月22日まで

### 3 業務内容

本事業（全体計画5年間）は、水産に関連する生態系の中でも特に多様性の低下が問題となっている沿岸生態系に着目し、生物多様性の指標と定量化手法の開発を行うとともに、生物多様性を維持保全するための総合的な対策を検討するために、以下の調査、検討等を行い、専門家による検討会を経て総合的に取りまとめるものである。本年度は、その5年目として以下の研究開発を実施することとする。

#### （1）研究開発事項

- ①漁場環境における生物多様性の指標及び定量化手法の開発
- ②漁業と生物多様性との関わりについての総合的検討

#### （2）研究開発の方法

- ①漁場環境における生物多様性の指標及び定量化手法の開発

我が国沿岸域において藻場、干潟を気候帯（亜寒帯・温帯・亜熱帯）によるタイプ別に分類した海域で、生物多様性の指標となる生物や環境要因について生物調査、環境調査等を実施することで明らかにし、生物多様性を定量的に示す手法を開発する

- ②漁業と生物多様性との関わりについての総合的検討

漁業と生物多様性との関わりについて既存知見調査等を行うと共に、生物多様性を維持保全するための総合的な対策を検討するための委員会を設置し、今後の水産施策への提言をまとめる。

以上により、漁場環境・生物多様性に与える影響を把握し、評価するための手法を開発する。

(3) 検討委員会の設置

実施計画及び推進方法を検討するため、学識経験者等をもって構成する委員会を開催する。

**4 資料等の貸与及び返還等**

希望者から申し出があれば、5(2)納入場所で、本事業に係る前年度以前の調査報告書等を参考資料として閲覧・貸与できるものとする。

なお、貸与した資料は、当方が指定した期日までに返還すること。

**5 成果品**

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

(1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 1部(CD-R)

(2) 納入場所

水産庁増殖推進部漁場資源課環境調査班(農林水産省別館8階 ドアNo.別803)

**6 事業実績報告書**

事業が終了した場合は、実績報告書を提出すること。

**7 その他**

(1) 受託者は、業務の進行状況等を定期的に報告するほか、当庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 業務の目的を達成するために、当庁担当者は、業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本業務の実施に当たって、再委託を行う場合は、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、業務により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

(5) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、当庁担当者と受託者が協議を行うものとする。